

08 東彼杵町告示第89号

東彼杵町育成医療費給付事業実施要綱の一部を改正する要綱をここに告示する。

令和8年8月19日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町育成医療費給付事業実施要綱の一部を改正する要綱

東彼杵町育成医療費給付事業実施要綱（平成２５年告示第４４号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（目的） 第１条 この要綱は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５８条第１項に基づく自立支援医療のうち、障がい児（身体に障がいをする者に限る。）の健全な育成を図るため、当該児童が生活能力を得るために必要な、</u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成１８年政令第１０号_____）第１条第１号の規定に基づく医療（以下「育成医療」という。）の給付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 （育成医療に係る診療報酬の請求、審査及び支払） 第４条 診療報酬の請求、審査及び支払については、長崎県<u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>及び長崎県国民健康保険団体連合会に委託して行う。 ２ （略）	（目的） 第１条 この要綱は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１８年法律第１２３号。以下「法」という。）第５条第２３項、法第５８条及び</u> _____ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成１８年政令第１０号。以下「令」という。）第１条第１号の規定に基づく医療（以下「育成医療」という。）の給付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 （育成医療に係る診療報酬の請求、審査及び支払） 第４条 診療報酬の請求、審査及び支払については、長崎県<u>社会保険診療報酬支払基金</u>_____及び長崎県国民健康保険団体連合会に委託して行う。 ２ （略）

附 則

この要綱は、令和８年１０月１日から施行する。